

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）

前　圭　一

はじめに

1986年春から全国の小学校で使われる新しい教科書に対する検定結果を文部省は「メモ」の形で、85年7月に公表した。これによると、「憲法、自衛隊、日の丸、元号問題などについては、現在使用中の教科書とほぼ同じ記述にも新たな意見を付し、検定の徹底をはかっ」といることがわかる。

教科書編集者らでつくる日本出版労働組合連合会が調べた検定の実態報告書によれば、自衛隊については、現在使われている教科書と全く同じ文章に「自衛隊法の趣旨を補え」と、その指示に従わないと不合格になる修正意見が付き、「^①国^②の安全を守るために」という言葉が書き加えられたという。

このように、教科書検定は、「検定強化」の時代から「書かせる検定」の時代へ移りつつあるといえる。

本稿では、こうした検定の動向をふまえ、中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷について検討する。

ちなみに、何故自衛隊記述を検討対象にするのかについて、筆者の問題意識を述べておこう。日本国憲法の学習が学校教育の中で重要な位置を占めることはいうまでもないが、この日本国憲法の学習の中で憲法の基本原則の一つである平和主義については第9条の条文を中心に一通り学習がなされている。ところが、これと深くかかわる自衛隊についてはきちんと学習されてきていないのが実情ではないだろうか。中学・高校生の中にある“戦争反対・自衛隊肯定”という平均的の意識は、そのことの一つの反映とみることができる。何故自衛隊の学習が憲法教育の中に明確に位置づけられていないのか。これについては、基本的な問題点として憲法学習そのものがたてまえ化・空洞化しつつある現状

の下で、恐らく現実に（自衛隊に対する）評価がわかっているやっかいな問題であるのでさらっと流すか避けるという一般的の傾向を指摘できるが、一つの大きな問題として、教科書における自衛隊の記述が果して的確になされてきたのかどうかが問われなければならない。そこで、教科書における自衛隊の記述が正確な自衛隊認識を形成する上で、基礎的な教材たりえてきたかどうかを検討することが必要になってくるわけである。

これまでの教科書研究において、憲法記述の変遷に関しては一定の分析がなされてきたが、これと深く関わる自衛隊記述の変遷については部分的にふれられてきたのみで、本格的な検討はなされてきていない。その意味で、この研究は教科書研究における空白の部分を埋める基礎的研究としての意義をもつてゐる。

（1）憲法をめぐる動きと検定・教科書記述の変遷

自衛隊記述を検討する前提として、憲法記述についてみておくことにしたい。これは全体のアウトラインをつかむ意味で必要不可欠の作業である。

この点については、これまでの研究で明らかにされてきたところであり、いくつかのすぐれた分析があるが、それらをふまえてまとめられた『みんなで考え方日本の教科書制度』（教科書検定訴訟を支援する全国連絡会発行）の第二節「改憲の動向と学習指導要領・検定・教科書」（荒巻重人氏分担執筆）はそのすぐれた分析の視点とともに、一つの到達点をしめしている。ここでは主としてこの仕事のうち必要な部分を要約する形で憲法をめぐる動きと検定並びに教科書における憲法記述の変遷をみておきたい。

同書では、「憲法改正」の動向にそって、三つの時期にわけて考察されている。第一期は、新憲法の制定と憲法教育の前進期、第二期は、学習指導要領の改悪・教科書検定の強化と教科書の暗黒期、第三期は、教科書のなかの憲法の“復活”と教科書統制強化の時期。

＜第一期＞（1950年代前半）

①憲法をめぐる動き

ポツダム宣言の受諾による戦後の民主化の下で、日本国憲法が成立した。

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

この憲法には、第一に旧天皇制機構を一定温存しつつ民主的改革が進められ、第二に占領法体系が憲法体系の上位に存在し、第三に1948年以降、占領政策が反憲法的な方向に“転換”した、といったいくつかの問題はありながら、日本政府は憲法体系の整備と憲法普及活動をすすめた。

②学習指導要領と検定

政府が、憲法と教育基本法に即した教育課程の整備をすすめる中で、1947年5月に学習指導要領社会科編が発表された。ここでは、第一に、憲法教育を重視し、第二に、憲法のとらえ方と憲法の基本原則を明確におさえており、第三に、憲法の原則を日常生活に生かすことと、その能力・実践力を身につけることが強調されていた。

1951年に改訂された学習指導要領は、占領政策が“転換”し、右施回が強まるなかでの改訂であったが、社会科での憲法教育が主として中学3年と高校1年であつかわれるようになり、憲法の平和・民主主義のあつかいが体系的になったという積極面がみられた反面、憲法が中学3年であつかわれることから、47年版より後退したという印象をあたえている。

教科書検定制度については、文部省は、1947年9月に教科書検定制度について発表し、翌年、教科書検定規則の改訂をし、教科用図書検定の一般的基準をだしている。ここでは、検定は教育基本法に示されている教育の目的に沿って行うことが明らかにされている。

③教科書における憲法記述

教科書ではないが、文部省が新憲法の啓蒙的な解説書といべき『あたらしい憲法のはなし』を憲法施行（1947年5月3日）の三ヵ月後に公刊した。これは準教科的な取り扱いを受けたもので、いくつかの弱点はもっているものの、民主主義や憲法の三原則をしっかりとふまえている。

検定制度が発足して、民間からの教科書が使われはじめるのは、小学校社会科が1951年、中学校・高校社会科は1952年からで、この時代の教科書は憲法の三原則をきちんとふまえている。この時期から、1950年代の終わりごろまで教科書のなかに憲法はしっかり位置づけられていた。

＜第二期＞（1950年代後半から70年代前半）

①憲法をめぐる動き

1950年代後半には、日米安保条約とMSA協定のもとで、日本の再軍備が急速に進行する。この下で、憲法改正の動きがクローズアップし、自由党憲法調査会が1954年に「日本国憲法改正案要綱」を発表する。この改正案は、アメリカに従属した再軍備体制の確立・天皇の元首化と権限の強化による旧天皇的な統治機構の確立・国民の民主的な意識と運動を抑圧するのに必要な基本的人権の制限を内容としている。

この改憲の試みは、国会で三分の二以上の議席を確保できずに失敗するが、1955年7月には自主憲法期成議員同盟が結成され、1956年6月には憲法調査会が成立している。

1960年代に入り、日米安保条約と憲法体系の矛盾が激化するなかで、憲法調査会の最終答申にみられる第二次改憲運動が展開する。この第二次改憲論は、第9条の改悪・自衛隊の合憲化にあることは第一次改憲論と一貫しているが、明治憲法的な天皇制や家族制度など復古的な要素が後退し、“自由体制”を守るという反共的イデオロギーが比重を高め、高度経済成長にささえられた福祉国家論が登場するなどの変化がみられる。結局、憲法調査会最終答申は解釈改憲グループと明文改憲グループに分裂し、意見を統一できない形で改憲策動に失敗するが、支配層は憲法違反の現実を既成事実化していく、それを憲法の解釈運用でのりきろうとした。

②学習指導要領と検定

1950年代の改憲運動に呼応した形で、民主党が『うれうべき教科書の問題』というパンフレットを発行し（1955年8月）、教科書偏向攻撃を展開する中で、学習指導要領における憲法教育が後退させられていく。

1955年版の指導要領では、第一に道徳教育が強調され、第二に天皇の地位の強調がなされる一方で、戦争の放棄が消え、平和主義が憲法の特色とされ、早くも憲法三原則の解体がすすめられた。

1958年版の指導要領は法的拘束力をもつものとされ、小・中学校での道徳の新設、高校での倫理・社会の設置、「国旗」「君が代」の導入などがみられる。憲法教育に関しては、国民としての自覚や天皇の地位の強調がすすみ、また、改

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

憲の動向と呼応して公共の福祉が強調され、基本的人権の尊重が背景に退き、法の尊重がいわれている。

1968年からの指導要領の全面改訂（68年小学校、69年中学校、70年高校）は教育の分野における憲法改悪の先導的試行というべきものであった。ここでは、第一に、愛国心が強調され、中学校では“政治・経済・社会”が“公民的分野”と改称され、教科の目標で、国家の発展に尽くす“公民”的資質の養成があげられている。第二に、福祉国家論が登場し、基本的人権にかわって法の支配や義務が強調され、第三に、中学校での憲法教育は公民的分野に矮小化され、それも三年の最後にまわされた。

1958年版指導要領にもとづく検定はきびしく行われた。一例をあげると、1964年の検定（66年度用中学校政・経・社教科書）では、第一次検定申請で9点中6点が不合格となり、第二次申請でも2点の不合格がでている。

平和主義・第9条に関する検定の条件指示がどのように行われたかをあげてみると、以下の通りであった。

- 「① 憲法の平和主義の根本精神は変わらないとあるが論者によって意見が異なる。断定はさけよ。」
 - ② 憲法の平和主義は理想を示したものである。国際社会の現状では理想の実現は困難である。憲法の条文説明だけの記述はだめである。現状がどうなっているかを記述せよ。
 - ③ 自衛権論争は終わった。自衛権の存在を明確にせよ。
 - ④ 独立国なら自衛のための軍備も必要であることを考えて記述せよ。
 - ⑤ 憲法についての条文解釈の記述（九条についての意見の対立）は、中学生には理解困難だから避けよ。」
- ③教科書における憲法記述

1958年指導要領にもとづく検定を受けた教科書の記述は、「第一に、憲法の三原則はひとつおり“平明”に説明されているにすぎない。第二に、旧憲法の内容や問題点、旧憲法との比較、現憲法の成立の必然性の記述が減少しており、全くなくなったものさえある。第三に、天皇の記述が詳細になり、かつ、三原則より位置づけが高くなり、天皇の写真までかかげている。第四に、人権

の記述が大幅に減り、義務の強調がふえた。第五に、平和主義の説明も単に語句説明程度になり、戦力や交戦権の否認を全く説明しないものもでてきた。第六に、現実の憲法状況と緊張関係をもった記述もなくなっていった。^⑦

1968年版の指導要領にもとづいて全面改訂された教科書（1971年度用小学校、72年度用中学校、73年度用高校）では、指導要領の“拘束性”が強まっており、「指導要領の改悪された部分がそのまま教科書に反映している。具体的には、天皇の地位が高まり、戦前の天皇制や戦争への記述が一層後退し、国民主権の原則は天皇にとってかわられている。」「平和主義・戦争の放棄に関する記述の後退は著しく、「基本的人権に関しては、義務の比重が高まり、教育・納税・労働の“義務”がしっかり記述されており、また福祉国家論にもとづく公共の福祉論が登場する。」^⑧

＜第三期＞（1970年代後半）

①憲法をめぐる動き

日米間での「日米防衛協力のための指針」（1978年）とりきめ以降、日米安保体制の質的強化がはかられ、シーレーン防衛にみられる安保条約の適用範囲の事実上の拡大・自衛隊の米軍への従属的一体化がすすんでいる。

この動きと密接に結びついた形で、日本の独占資本は構造的危機のりきり策として70年代後半に総合安保戦略を打ち出したが、この下で第三次改憲運動が展開されつつある。この運動とタイアップして、1979年に福田首相が有事立法の研究促進を指示して以降、有事立法研究が本格化し、また、スパイ防止法・政党法制定の動きがみられるなど、憲法の全面的な改正につながる動きが表面化している。

②学習指導要領と検定

文部省は、低学力や非行問題に対応し、かつ低成長時代の国際競争に勝ちぬく人間づくりをめざす教育課程の作成をめざし、新しい学習指導要領を発表した。（1977年小・中学校、78年高校）

この指導要領では、社会科の目標が小・中・高校ともに「公民的資質」を養う教科とされ、現体制のために積極的に働く人間の養成がめざされている。憲法に関しては、憲法の基本原則の学習が解体させられ、個人の尊厳の否定の上

に登場した「人間尊重」という概念で、憲法の三原則がひきはなされようとしている。

教科書検定については、1970年代末から展開された第二次教科書偏向攻撃以降、検定の強化がはかられ（これは1982年から新しく登場した高校「現代社会」の検定に典型的にあらわれている。）、特に集中攻撃を受けた中学校社会科教科書においては、政府・文部省・財界などからの圧力によって、検定合格後にもかかわらず見本本（教科書展示用）の書き換え指示が出され、書き換えが行われたりした。

1982年夏の日本の歴史教科書の「侵略」記述の書き換え問題は、中国や韓国等を中心にアジア諸国から検定教科書の記述内容について厳しい批判がおこったため、政府はこの批判を受け入れる形で政治決着をはかり、是正を約束した。

その後、四分の一改訂にあたる1984年版教科書に対する検定は「批判をあびた箇所については検定をパスしており、教科書が一部是正された面はある」が、「「公民」教科書についていえば、1984年版は1981年版に比較して改善されたというより後退した^⑨」といわざるをえない状況が生まれている。

③教科書の記述

1970年代半ばをすぎると、東京地裁の第二次教科書訴訟判決（70年7月）で、国家教育権を否定し家永教科書の検定を違憲とした判決（いわゆる杉本判決）が検定行政に歯止めをかけ、教科書のなかに憲法が“復活”する傾向をみせる。

新学習指導要領にもとづいて全面改訂された教科書（1981年度から使用）についてみると、中学校公民教科書では、「日本国憲法の成立について、近代民主政治の歴史と戦前の天皇政治をふまえた上で、明治憲法との比較のなかで明らかにしようとする教科書がふえた（7社中5社）。」「また、平和主義・第九条に関しても、自衛隊の成立や自衛隊の現状、第九条との関連、さらに安保条約などについて、かなり現実を意識した記述がふえた。」

しかしながら、第二次教科書偏向攻撃とタイアップした検定強化によって、「1984年版教科書は、1981年版に比較すると一部改善がみられたものの、全体としては平和と民主主義の記述において後退した^⑩」と評価される状況が生まれた。

(2) 憲法第九条解釈の変遷

次に、教科書の自衛隊記述で一つのポイントとなる憲法と自衛隊の関係について、政府の憲法第九条解釈の変遷をおさえておきたい。

1946年6月26日の衆議院帝国憲法改正本会議において、吉田首相は、第九条は直接には自衛権を否定しないが、第九条第二項で一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したものと言明した。同年9月13日の貴族院帝国憲法改正特別委員会においても、武力のない、交戦権のないことが、一番日本の権利・自由を守るのに良い方法であるとして、戦争するための武力や軍備を否定している。

ところが、朝鮮半島における緊迫した情勢を反映して、マッカーサーが1950年元旦の年頭の辞で、憲法の規定は日本の自衛権を否定したものではないと強調、これをうけて、吉田首相は1月29日の衆議院本会議において、日本は武力によらない自衛権をもつと答弁した。

同年6月25日に朝鮮戦争がぼっ発した直後の7月8日警察予備隊の創設と海上保安官の増員を指令したマッカーサーは、1951年元旦の年頭の辞では「もし、国際的な無法律状態が引き続き平和を脅威し、人々の生活を支配しようとするならば、（第九条）の理想がやむを得ざる自己保存の法則に道を譲らねばならなくなることは当然であり、……国際連合の諸原則のワク内で力を撃退するに力を以てすることが諸君の義務となるだろう。」と、日本の戦力保持を正当化した。

警察予備隊から保安隊へとその存在が既成事実化されていく中で、吉田内閣は1952年11月25日の参議院予算委員会において統一見解を表明した。ここでは、第九条第二項で保持を禁止している「戦力」とは、近代戦争遂行に役立つ程度の装備・編成を備えるものをいうとした上で、保安隊および警備隊はその本質は警察上の組織であり、戦争を目的として組織されたものではないから軍隊ではなく、保安隊等の装備編成は近代戦を有効に遂行しうる程度のものではないから、憲法の「戦力」には該当しないとしている。

自衛隊発足（1954年7月）後の1954年12月21日、鳩山内閣の林法制局長官は、自衛隊は憲法第九条第二項にいう戦力にはあたらず、自衛力は国土防衛の

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

ために必要、相当な限度において保持できると言明した。翌日の12月22日、衆議院予算委員会において大村防衛庁長官は、憲法は自衛権を否定しておらず、自国に対して武力攻撃が加えられた場合に国土を防衛する手段として武力を行使することは、憲法に違反しないと釈明した。

この1954年時点での「戦力」に対する考え方が、その後の政府の統一見解とされていく。1972年11月13日の田中内閣の統一見解（吉国内閣法制局長官答弁）でも、自衛のための必要最小限度をこえるものが憲法第九条第二項の戦力であると定義している。

このように、政府は憲法制定時は軍備をはっきり否定していたが、朝鮮戦争をへて既成事実化した警察予備隊—保安隊—自衛隊を、憲法は自衛権を否定していない、自衛のための最小限度をこえていないから憲法第九条第二項で保持を禁じている戦力にもあたらない、として合憲的存在であると解釈し、その戦力の増強につとめてきたのである。

（3）自衛隊記述の変遷

I) 自衛隊記述の登場（1954年～57年）

中学政治・経済・社会分野教科書において、自衛隊の記述は自衛隊成立（1954年）直後の段階で多くの教科書に登場していく。時期的には、1955年に教科書偏向攻撃が行われ、検定が強化されていく転換の時期にあたる。

とりあえず、各検定年度にあわせて自衛隊の記述をならべてみる。（教科書会社は五十音順）

◎1954（昭和29）年検定版（※〔 〕は該当個所の目次、「 」は自衛隊記述の部分）

★大阪書籍（中学社会 現代の課題（政治的・経済的・社会的内容を主とするもの））

[単元2 政治の民主化はどのようにして達せられるか。Ⅱ政治のしくみ 3
内閣のしくみと仕事 内閣の仕事]

「このほか、国内に暴動が起ったり、災害があった場合、早くそれを治めて、

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

国民生活の安定をはかるのも、政府の大切な仕事である。このため、政府は、自衛隊をもっている。」（P. 89）

[単元5 世界の平和を築きあげるには、どうすればよいか。IV 平和と日本の立場 1 戦争放棄の意味 各国の戦争放棄の先例]

「これにくらべると、日本の憲法は、交戦権を否認することによって、国際法上の戦争は、すべて放棄している。自衛隊が出動することがあっても、それは自衛権の発動によるもので、戦争ではない。」（P. 331）

[単元5 IV 2 集団安全保障とは何か（日米安全保障条約）]

「国を守る権利を自衛権といい、そのためにたたかう戦争を、自衛の戦争という。自衛権は、国家に固有なもので、日本にも、もちろん、ある。したがって自衛隊が国をまもるために行う行為は、この自衛権に基づくものであって、交戦権による戦争ではない。」（活字小）（P. 332）

★三省堂（社会科 中等公民 下）

[4 私たちと民主政治 6 私たちの政治をよりよくするにはどうすればよいか 4 国際平和への道]

「日本国憲法と戦争放棄。

ところが前に学んだように、第二次世界大戦が終ってから、まだ間もないのに、二つの国家群の対立が激しくなり、やがて、それが朝鮮事変という形で爆発した。日本国憲法を制定した時の、私たち日本国民の理想は、とうてい達せられないような情勢になってきたのである。

日本の独立と安全保障条約 歴史で学んだように、1951年（昭和26年）9月、サンフランシスコで開かれた講和会議によって、日本は独立を回復したが、このような世界情勢のもとでは、憲法の定めている理想だけでは安心ではないという考え方から、アメリカとの間に安全保障条約を結んで、アメリカ軍が日本に駐留して、日本を守る役割を果たすことになった。しかしいつまでもアメリカ軍の駐留を認めることはむずかしいので、現在では日本自身が自分の国を守る力を持つべきであるという考え方方が、だんだんに強くなっている。警察のほかに自衛隊が設けられたのはその結果であり、また憲法を改正して、再軍備しなければならないというような意見も、国内外で唱えられるようにな

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

なってきた。このことは日本国憲法を制定した当時の私たち国民の理想が早くも裏切られたということであって、きわめて残念なことである。

（※写真（二枚）→隊員の行進、訓練）

（※説明文）**自衛隊**

国内の治安を守るという理由で1952年（昭和27年）発足した保安隊と警備隊は、1954年7月自衛隊になった。」（説明文、活字小）（P. 195）

★清水書院（私たちの社会生活）

[单元二 政治と私たちの生活 第五 内閣の役わり]

「**中央行政機関**

1 総理府 宮内・行政管理・自治・経済審議・北海道開発・防衛の各庁と恩給・統計の各局、公正取引・国家公安などの各委員会がある。なかでも防衛省は陸・海・空の各自衛隊を、国家公安委員会は警察ならびに国家消防各本部を統管し、防衛と治安の維持にあたっている。」（活字小）（P. 111）

◎1955（昭和30）年検定版

★東京書籍（新編 新しい社会 ⑤）

[VIII 政治と私たちの生活 第2章 政治の仕組と働き 1 国民の政治とは何か（3）内閣は国会に責任を負う]

「**内閣の仕事**

（※図）國務大臣が監督している役所

防衛庁 防衛、治安の任に当たる。

陸・海・空の三部門がある。」（活字小）（P. 125）

[VIII 第2章 2 国民のための政治は何を生みだすか （3）国内外の平和は国民の最大の幸福]

「**（平和な国交）**。

日本国憲法は、軍備をすべて諸国民の公正と信義だけにたよることを決意している。

しかし、平和条約が結ばれた時、政府は日米安全保障条約をも結び、日本にアメリカ軍が駐留して日本の安全を守ることを求めた。また今日では、自分の国は自国の軍隊のようなもので守ることが必要だとして、自衛隊を作っている。

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

る。これらのことが、ほんとうに日本の安全を守り、日本の幸福になるかどうかについては、国民の意見は賛否いろいろに分かれ、さかんに議論がかわされている。

（※写真）自衛隊の訓練」（P. 147）

◎1956（昭和31）年検定版

★大阪図書（新訂 中学社会 現代の課題 上）

[II 政治のしくみ 2 内閣のしくみと仕事 内閣の仕事]

「（※図）国の大機関—防衛庁」（P. 36）

★学校図書（新編 中学社会 政治・経済・社会的内容を主とするもの 上）

[社会生活と政治 第三章 政治のしくみと働き 一 日本国憲法 新憲法の当面している問題]

「日本国憲法は以上のような性格をもっているが、これに対して今日二つの立場から意見がある。.....

さらに、第九条の解釈をめぐっても、「侵略のための軍隊はいけないが自衛力まで否定されてはいない」と考える者と、「自衛のための戦力も許されない」とする者が対立している。戦力の解釈についても考え方が違ってきており、今では「自衛隊」もつくられて軍隊に近いものもでてきた。そして、再軍備のために、憲法の改正を公然と説く者と、あくまでも平和憲法として守ろうとする者との間に論争が行なわれている。」（P. 134～5）

[社会生活と政治 第三章 三 内閣と裁判所 内閣のしくみ]

「（※図）日本の政治機構（31・2・9現在）

憲法——内閣——総理府——防衛庁」（P. 142）

★清水書院（中学社会 私たちの社会生活 新訂版）

[第五 内閣の役わり 一、内閣の組織と権限 中央行政機関]

「（※図）中央行政機関一覧

内閣——総理府——外局／防衛庁」（P. 114）

★日本書籍（新版中学生の社会 現代の生活（上））

[第2章 民主主義の政治 8 国民生活と政治 外交・防衛問題]

「わが国は自衛隊をもっているが、これについても憲法論上の問題や、予算上の問題が、人々によって論議されている。」（P. 109）

◎1957（昭和32）年検定版

★中教出版（中学生の社会科 現代の社会）

【民主政治 第二章 日本国憲法 四 平和主義 【恒久平和の願い】】

「（※注の部分）

***憲法第九条、この条文の解釈をめぐって、「侵略のための軍隊はいけないが、自衛力まで否定されてはいない」という意見と、「自衛のための戦力をも許されない」とする意見があり、対立している。」（活字小）（P. 55）

【民主政治 第三章 政治のしくみと働き 二 内閣】

「（五）防衛 一九五〇年（昭和二十五年）、わが国の警察力をおぎなうために設けられた警察予備隊は、独立とともに拡充された。そして一九五四年（昭和二十九年）には、わが国の平和と独立を守り、外国が侵略してきたときに、国**の安全を守り防衛することを目的として自衛隊が設けられ、防衛庁がこれを運営している。

（※表）国家公務員の種類と数（昭和31年度予算定員） 防衛庁

（※注の部分）

**自衛隊法第三条参照「自衛隊 防衛庁」（P. 67）

★帝国書院（日本と世界一政治・経済・社会的内容を主とするもの）

【单元一 民主政治と私たち 三章 現代の政治のしくみ 二 日本の政治】

2 国の政治 行政を担当する内閣】

「（※図）行政機構

内閣——総理府——防衛庁」（P. 73）

【单元一 三章 二 2 国のしごとに使われる費用】

「（※図）歳入と歳出のうちわけ

歳出のうちわけ→防衛関係費」（P. 79）

【单元三 國際協力と私たち 四章 日本の立場と私たちのつとめ 1 日本の国際的地位】

「日米安全保障条約 このような世界情勢のもとでは、日本国憲法に定めてい

る理想だけでは、安心できないので、アメリカとの間に安全保障条約を結び、ある期間アメリカ軍が日本にとどまって、保護することになった。しかしつまでもアメリカ軍の駐留をみとめるることはむずかしいので、現在では、日本自身が自国をまもる力をもつべきであるという考え方も、だいに強くなっている。

警察のほかに保安隊が生まれ、自衛隊と名称が変わっていったのはその結果である。

（※写真）自衛隊の訓練」（P. 229～30）

それでは自衛隊記述の検討にはいろいろ。

この時期に教科書に自衛隊記述が登場してくるわけだが、初めて登場したにしては自衛隊に関する記述は全体として簡略であることが、まず注目されるところである。特に自衛隊成立の経過については、どの教科書もきちんとした記述が全くみられない。

内容にそくしていえば、第九条や自衛隊に対する評価が分かれしており、論議されているという記述がよくみられるところに、一つの特色がある。（学校図書、中教出版、東京書籍、日本書籍）

この中にあって、大阪書籍と中教出版の記述は自衛隊の存在を肯定的に描いている。特に大阪書籍は、治安出動・災害出動により「国民生活の安定をはかる」自衛隊と積極的に位置づけ、「自衛隊が国をまもるために行う行為は、この自衛権に基づくものであって、交戦権による戦争ではない。」として、憲法上重大な疑義があるにもかかわらず、自衛隊の防衛行動を「自衛権の発動によるもの」と一方的に断定した記述となっている。また、中教出版も憲法の平和主義を説明している文の注の部分で、第九条の解釈をめぐる意見の対立を紹介しているが、内閣の説明の箇所では「わが国の平和と独立を守り、外国が侵略してきたときに、国の安全を守り防衛することを目的として自衛隊が設けられ」と、自衛隊法第三条により自衛隊の目的を記述することによって、自衛隊の役割だけが浮きぼりになっている。

一方では、三省堂の記述において、自衛隊の設置が「日本国憲法を制定した

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

当時の私たち国民の理想が早くも裏切られたということであって、きわめて残念なことである。」と、自衛隊が憲法の理想と反するものであるという記述がみられたのは、特筆にあたいする。また、学校図書でも、「今では「自衛隊」もつくられて軍隊に近いものもでてきた。」との記述がみられたが、後述するようにこれらの記述は検定強化のなかで消えていく。

II) 検定強化と自衛隊記述の変化（1958年～1974年）

I) と同様各検定の年順に自衛隊記述をならべてみる。

◎1959（昭和34）年検定版

★清水書院（中学社会 私たちの社会 新版）

【単元二 政治と私たちの生活 第二 国の政治 二、内閣の役わり 内閣のしごと】

「(※図) 国家行政機構一覧

内閣——総理府——防衛庁」(P. 80)

◎1961（昭和36）年検定版

★学校図書（中学社会 三年上 政治と経済）

【I 民主政治 第二章 日本の民主政治 二 日本国憲法【平和主義】】

「このような徹底した平和主義は、世界の現状ではなかなか問題が多い。日本国憲法ができたのは、第二次世界大戦が終わって間もないころであったが、それから世界は、自由主義陣営と社会主義陣営の二つに分かれ、世界各地で小規模の戦いも起った。こうした事情に当面して、日本にも侵略のためではなく、自衛のためなら武力をもってよいという意見が現われ、自衛隊はそうした要求からつくられた。しかし、日本国憲法が、自衛のための戦力をもつことを認めるものかどうかについては、いまだに賛否両論の解釈がある。」(活字小)

(P. 38)

【I 第三章 政治の組織と運営 二 内閣【行政】】

「(※図) 日本の行政機構

憲法——内閣——総理府——防衛庁——調達庁」(P. 48)

中学校公民の分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

★教育出版（中学Ⅲ 社会）

【一 政治 第三章 政治の組織と運営 二 内閣】

「（※図）政府の機構

内閣——総理府——防衛庁」（P. 55）

★教育出版（標準中学社会Ⅲ 社会のしくみ）

【政治のしくみとはたらき 1 日本国憲法と民主政治 （1）日本国憲法 平和主義】

「しかし、国の自衛のための戦力をもつことについては、可否両論がある。

（※注の部分）重要語句「自衛」（P. 37）

【政治のしくみとはたらき 3 行政を受けもつ内閣】

「（※図）内閣のしくみ

内閣——総理府

*総理府には、科学技術庁・経済企画庁・防衛庁・宮内庁・国家公安委員会などがふくまれている。」（活字小）（P. 52）

★清水書院（中学社会 日本の社会と世界（政治・経済・社会的分野））

【第一編 政治と私たちの生活 第二 国と地方の政治 二、行政を受けもつ内閣 行政のしくみ】

「（※図）国家行政機構一覧

（※1959年検定版と同じ）」（P. 43）

★中教出版（中学生の社会科 現代の社会）

【民主政治 第一章 民主政治と日本国憲法 五 平和主義】

（※の部分→1957年検定版と同じ）（P. 44）

【第二章 政治のしくみとはたらき 二 内閣】

「（三）災害救助

（※写真）災害救助 1959年（昭和34）9月の伊勢湾台風の際に活躍する自衛隊員。（京都市桂川付近）」（P. 56）

「（五）防衛 一九五〇年（昭和二十五年）、朝鮮戦争（→二六一ページ）をきっかけとして、わが国の警察力を補うために設けられた警察予備隊は、日本の独立とともに強化された。そして、一九五四年（昭和二十九年）には、わが国

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

の平和と独立を守り、国家の安全を防衛することを目的として自衛隊が設けられ、防衛庁がこれを運営している。

（※図）國家公務員の種類と数 防衛庁」（P. 57）

★帝国書院（中学社会科 政治・経済・社会）

【単元I 民主主義と政治 第3章 日本国憲法 2、永久の平和 平和主義をつらぬく】

「現在の日本には、「わが国の平和と独立を守り、国のお安全を保つため」外敵の侵略から「わが国を防衛することを」目的として自衛隊がおかれている」

（活字小）（P. 44）

【単元I 第4章 日本の政治 2、行政を担当する内閣 内閣のしごと】

「（※図）行政機構

内閣——総理府——防衛庁」（P. 57）

★東京書籍（新しい社会 3）

【第2章 国民による国民のための政治 2 政治のはたらき（2）政治のしごとと財政 外交と防衛】

「（※図）自衛隊の費用と人員のふえかた

（※写真）富士山のふもとの自衛隊の演習

わが国は平和条約とともに、合衆国と安全保障条約を結び、合衆国軍が日本に駐留することを認め、軍事施設がおかれていた。そして、世界の国々がまだ軍備をもっている現状では、自衛ということを考えるのは独立国として当然なことだという主張がおこり、1950年の朝鮮戦争のときに、合衆国の援助もあったので、警察予備隊がつくられた。それはだいに拡大され、今日では、陸上、海上、航空の各自衛隊がおかれていた。このための費用は、年に3,000億円をこえている。

（※以下活字小）

【平和のとりで】国のお防衛はたいせつなことであるが、原水爆やミサイルができた今日では、全面戦争は人類の破滅をもたらすものとなつた。だからなによりも戦争をおこさないように、平和的な話しあいを守ることがたいせつである。」（P. 85）

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

◎1965（昭和40）年検定版

★大阪書籍（中学社会 3年（政治・経済・社会的分野））

【第一章 民主政治のしくみとはたらき 第二節 わが国の憲法 二 日本国憲法の根本精神【平和主義】】

「（※注の部分）

しかし他国から侵略されたときは、国を守る自衛権があるというたてまえから一九五四年（昭和二九）に自衛隊がおかれた。」（活字小）（P. 33）

【第一章 第四節 内閣のしくみと仕事 二 内閣の仕事【内閣の仕事】】

「（※図）行政組織図

「総理府——防衛庁」（P. 57）

★学校図書（中学校社会 3 政治・経済・社会）

【I 民主政治 第2章 日本の民主政治 2 日本国憲法 平和主義】

「しかし、このような徹底した平和主義は、世界の現状ではなかなか問題が多い。日本国憲法ができたのは、第二次世界大戦が終わってまもないころであったが、その後、世界は、アメリカ合衆国とソビエト連邦を中心とする二つに分かれ、世界各地で小規模の戦いもおこった。こうした国際情勢にてらして、現在、自衛隊がつくられている。」（P. 31）

【I 第3章 政治の組織と運営 2 内閣 内閣の組織】

「（※図）日本の政治機構

憲法——行政部——総理府——防衛庁」（P. 42）

★清水書院（中学社会 日本の社会と世界 新編）

【第1編 政治と私たちの生活 第一章 私たちの生活と民主政治 2. 日本国憲法と民主政治 平和主義】

「しかし、朝鮮戦争（1950年）がおこったころから、独立国である以上、国として自衛権をもっているのは当然であり、憲法が戦力を保持しないと定めているが、自衛のためには軍隊をもつことができるという考え方が強くなった。」

「そして、1954年からは自衛隊がおかれ、しだいにそれが増強されていく。」（P. 12）

【第1編 第1章 2 行政を受けもつ内閣】

中学校公民の分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

「(※図) 国家行政機構一覧 (1965年4月現在)

内閣——総理府——防衛庁（防衛庁は自衛隊を管理し運営する。）

（活字小）（P. 38）

★中教出版（中学生の社会科 現代の社会）

【民主政治 第一章 民主政治と日本国憲法 六 平和主義【平和への願い】】

「(※注の部分)

この条文の解釈をめぐって、「侵略のための軍備はいけないが、自衛力まで否定されてはいない。」という意見と、「自衛のための戦力も許されない」とする意見とがある。しかし、現在、日本の国土の安全を守るために自衛隊がある（→五六ページ）」（P. 42）

【民主政治 第二章 政治のしくみとはたらき 二 内閣（三）外交と防衛】

「 国土防衛については、（※以下、1961年検定版 第二章二（五）防衛と同じ内容）」（P. 56）

★日本書籍（中学社会 3 政治・経済・社会的分野）

【第1章 民主主義の政治 第1節 民主政治と日本国憲法 2 日本国憲法 平和主義】

「(※写真) 自衛隊の演習

（※図）わが国の防衛費（大蔵省資料）

世界の平和は、世界諸国民の共通の願いである。しかし、1949年10月に中華人民共和国が成立し、1950年6月に朝鮮に動乱がおこったころから、アメリカとソ連を中心とする二つの世界の対立がけわしくなった。このような情勢のなかで、1950年8月に設置された警察予備隊は、アメリカの援助によってしだいに強化され、1954年7月には自衛隊が創設された。このあいだに、第9条の内容についての論議も高まり、自衛隊の設置は憲法の規定に違反するものだという意見がでてきた。しかし政府は、自衛のための軍備は憲法も認めているという解釈をとっている。」（活字小）（P. 32）

◎1968（昭和43）年検定版

★大阪書籍（中学社会 3年 [政治・経済・社会的分野]）

【第一章 民主政治 第1節 民主政治と日本国憲法 2 日本国憲法【平和

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

主義】

「しかし、どこの国でも自衛権をもっているというたてまえから、わが国にも自衛隊がおかれている。」（活字小）（P. 26）

【第一章 第二節 わが国の政治のしくみとはたらき 二 内閣のしくみとはたらき【行政と国民生活】】

「(※図) 国の行政のおもなしくみ

内閣——統理府——防衛庁」（P. 41）
|
国防会議

「[外交と防衛]…………。国土防衛については、陸上・海上・航空の自衛隊がおかれ、防衛庁がこれを運営している。」（活字小）（P. 42）

「(※図) 公務員の種類と数

国家公務員——防衛庁」（P. 43）

★学校図書（中学校 社会 3 政治・経済・社会）

【I 民主政治 第2章 日本の民主政治 2 日本国憲法 平和主義】

「けれども、日本国憲法ができて以降、世界の政治は、日本国憲法の理想どおりには進まず、各地で大小の紛争がおこっている。このような紛争にまきこまれないで、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つために、自衛隊が設けられたが、いま述べたわが国の特殊な事情から、平和主義の原理は、じゅうぶんに尊重されなければならない。」（P. 31）

【I 第3章 政治の組織と運営 2 内閣】

「(※図) わが国の政治機構（1968年9月現在）

憲法——行政府——総理府——防衛庁
|
国防会議」（P. 42）

★教育出版（新版 標準中学社会 III 社会）

【現代の民主政治 2 日本の民主政治（2）日本国憲法の制定 平和主義】

「(※注の部分)

1) その後、1950年（昭和25年）に朝鮮戦争がおこるなど、国際情勢に新しい変化があらわれ、警察予備隊がもうけられた。独立後、それは拡大され、今日では、陸上・海上・航空の各自衛隊がおかれている。」（活字小）（P. 33）

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

[現代の民主政治 3 政治のしくみとはたらき （3）行政のしくみとはたらき]

「（※図）行政のしくみ（1967年4月）

憲法——内閣——総理府——防衛庁

国防会議 防衛施設庁」（P. 51）

★清水書院（中学社会 日本の社会と世界 最新版）

[第1編 政治と私たちの生活 第2章 日本国憲法と民主政治 3 平和主義]

「しかし、朝鮮戦争がおこったころから、憲法は戦力を保持しないと定めているが、独立国である以上、国として自衛権をもっているのは当然であり、自衛のためには軍備をもつことができるという考え方たも強くなってきた。そして、警察予備隊がおかげ、さらに自衛隊に発展して、しだいに軍事力が増強されてきている。」（P. 22）

[第1編 第3章 民主政治のしくみとはたらき 2. 内閣]

「（※図）国家行政機構一覧（1968年1月現在）（※1965年検定版と同じ）」（P. 41）

★中教出版

（※1965年検定版と同じ）

★帝国書院（中学社会科 政治 経済社会 新編）

[第1章 民主主義と政治 第3節 日本国憲法 〔2〕平和主義]

「しかし、日本以外の世界のすべての国家は、実際には軍隊をもっており、それによって、自分の国の安全を守ろうとしている。そこで、日本国憲法では、日本が国の安全を守る方策として＜日本国民は、恒久の平和を念願し、人間関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した＞（前文）という態度がとられているが、同時に現在では、＜わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため＞外敵の侵略から＜わが国を防衛すること＞を目的として自衛隊がおかげ^①（P. 31）

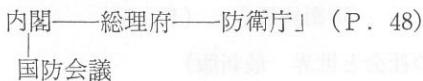
「（※注の部分）

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

① わが国の防衛 わが国はこのほか、アメリカとのあいだに日米安全保障条約をむすんでいる。」（活字小）（P. 31）

【第1章 第4節 日本の政治 2. 行政の最高責任を負う内閣 内閣の仕事】

（※図）行政の仕組み



★東京書籍（新訂 新しい社会 3 社会）

【I 政治とわたしたちの生活 第2章 日本の政治のしくみ 3 行政権をもつ内閣 （2）行政のはたらき 外交と防衛】

「（※写真）自衛隊 自衛隊は、自衛官24万6千人、海上自衛艦530せき、航空機1,600機などを有し（41年末）、装備の近代化がはかられている。右は航空自衛隊の訓練」（活字小）（P. 77）

「 国家の防衛については、陸上・海上・航空の各自衛隊がおかれている。合衆国との間に結ばれている安全保障条約にもとづいて、合衆国軍隊が日本に駐留している。」（P. 77）

★日本書籍（中学社会 3 政治・経済・社会的分野）

【第1章 民主主義の政治 第1節 民主政治と日本国憲法 2. 日本国憲法 平和主義】

「（※写真）自衛隊の演習（※1965年検定版と同じ）

（※図）わが国の防衛費（大蔵省資料）

世界の平和は、世界諸国民の共通の願いである。しかし、1947年に始まったアメリカとソ連の対立は、1949年に中華人民共和国が成立し、翌年に朝鮮動乱がおこると、いよいよはげしくなった。このような情勢のなかでわが国は、1950年、当時の連合国軍総司令官の指令により警察予備隊を設置し、その後、しだいにこれを強化して、1954年には自衛隊と改称した。このあいだに、第9条の条文についての論議が高まり、自衛隊の設置は憲法の規定に違反するものだという意見がでてきた。しかし政府は、自衛のための軍備は憲法も認めていいという解釈をとって、その増強に努めてきた。」（活字小）（P. 42）

◎1971（昭和46）年検定版

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

★大阪書籍（中学社会〔公民的分野〕）

[第4章 国民生活と日本国憲法 第1節 民主政治と日本国憲法 2 日本国憲法の基本原則 平和主義]

「このように平和主義に徹底した憲法の規定をもつ国は、その例をみないようである。けれども、日本国憲法第9条の条文解釈をめぐって議論が分かれている。一つは、侵略のための戦力はゆるされないが、自衛力まで否定されてはいないという意見と、もう一つは、自衛のための戦力でもゆるされないという意見である。しかし現在、「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため」（自衛隊法3条）に、自衛隊がある。」（活字小）（P. 185）

[第4章 第3節 政治のしくみとはたらき 3 内閣と行政 内閣の仕事]

「（※図）国のおもなしくみ

内閣——総理府——防衛庁、防衛施設庁」（P. 213）

「【外交と防衛】また、国土の防衛については、陸上・海上・航空の自衛隊がおかれている。」（P. 215）

[第4章 第3節 3 公務員]

「（※図）公務員の種類と数

国家公務員——防衛庁」（P. 218）

★学校図書（中学校 社会 公民的分野）

[IV 国民生活と政治 第3章 議会制と権力の分立 3 内閣のくみとはたらき]

「【外交と防衛】 わが国は平和国家として、世界の平和と人類の福祉に寄与することを念願し、外交や国際交流を進めているが、国の平和と独立を守り、安全を保つために自衛隊がおかれている。」（P. 196）

「（※図）わが国の行政機構（1971年8月現在）

内閣——総理府——防衛庁
国防会議 防衛施設庁」（P. 197）

★教育出版（新版 標準中学社会 公民）

[国民生活と政治 1 (2) 日本の民主政治 平和主義]

「（※注の部分）

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

憲法の制定後、1950（昭和25）年に朝鮮戦争がおこるなど、国際情勢に変化があらわれ、警察予備隊がもうけられた。独立後、それが増強され、こんにちでは、陸上・海上・航空の各自衛隊がおかれている。」（活字小）（P. 215）

【国民生活と政治 2 （3）行政のしくみとはたらき】

「（※図）行政のしくみ（1972年現在）

（※1968年検定版と同じ）（P. 233）

★清水書院（日本の社会と世界 公民）

【第4編 私たちの生活と政治 1 日本国憲法 日本国憲法の基本的原則】

「■ 国の安全と自衛権

しかし、朝鮮戦争（1950年）がおこったころから、憲法では戦力を保持しないと定めているが、日本が独立国である以上、国としての自衛権をもつのは当然であり、自衛のためには軍備をもつことができるという意見もあらわれた。1950年、占領軍の指令によって警察予備隊がつくられた。その後、1952年、わが国は独立を回復したが、その際、アメリカ合衆国との間に日米安全保障条約を締結して、アメリカ合衆国軍隊の日本駐留をみとめた。そして1954年、政府は、かなりの反対があったけれども自衛隊を設け、しだいに軍事力を増強してきている。しかし、国の安全と軍備の問題をめぐって、日米安全保障条約と自衛権の行使のしかたについての国民の意見は、今日なお一致していない。」（P. 237～8）

【第4編 3 議会制と権力分立 行政をなう内閣】

「（※図）国家行政機構一覧（1970年3月現在）

（※1965年検定版と同じ）（P. 273）

【第4編 5 國際政治と日本 世界平和と日本】

「■ 平和主義と日本の安全

わが国では、憲法のうえから、自衛以外の目的のために自衛隊を使わないことを明らかにしている。（第9条参照）。

また、いわゆる非核三原則のたてまえから、自衛隊はもちろん、アメリカ駐留軍にも核武装はさせていない。すなわち、憲法にかかげる平和主義を守り、他面、日米の共同防衛体制によって日本の安全を維持しながら、アジアの平和

に力をつくそうとしているのである。

（※以下、活字小）

日米の共同防衛体制に対する反対意見も国民のなかにはかなり強い。すなわち安全保障条約にもとづく日米の軍事協力体制は、憲法の原則にも反し、社会主義国家との対立をはげしくして戦争を誘うおそれがあるというのである。したがって目下のところ日本の安全の問題については、国民的合意はえられていないといえよう。」（P. 320～1）

★中教出版（中学生の社会科 現代の社会 <公民>）

【国民生活と政治 第1章 日本国憲法 5 平和主義【平和への願い】】

「（※注の部分）

* この第9条の条文解釈をめぐって、侵略のための軍備はいけないが、自衛力まで否定されていないという意見と、自衛のための軍備も許されないとする意見とがある。実際には、国土の安全を守るために自衛隊が存在している。

（→220）」（活字小）（P. 204）

【国民生活と政治 第2章 民主政治のしくみとはたらき 2 内閣 （7）外交と防衛】

「また、わが国の防衛については、1950年（昭和25）、朝鮮戦争（→261・266）をきっかけとして、警察予備隊が設けられ、日本の独立とともに強化された。そして、1954年（昭和29）には、わが国の平和と独立を守り、国の安全を防衛することを目的として自衛隊が設けられ（→204）防衛庁がこれを運営している。なお、日米安全保障条約によって、アメリカ合衆国軍が駐留している。」（P. 220）

★帝国書院（中学社会科 公民 最新版）

【第5章 民主政治と生活 第1節 日本国憲法の基本原則 4 日本国憲法の原則 平和主義】

「その後、1950（昭和25）年、連合国軍最高指令部の命令で警察予備隊が設けられ、それがのちに合衆国の援助のもとに増強され、保安隊・警備隊（1952年）をへて、さらに自衛隊にまで成長した（1954年）。この間に、これらの部隊が憲法9条で保持を禁止されている戦力にあたるかどうかが、論議されてき

た。自衛隊は違憲であるという見解も強く主張されたが、政府は、日本の国土の安全を守るための「防衛力」は「戦力」ではない、という解釈をとっていた。』（P. 189～90）

【第5章 第3節 議会制と権力の分立 2 内閣】

「行政と内閣のしくみ」

（※図）行政のしくみ

内閣——総理府——防衛庁」（P. 211）

「行政の拡大と強化」

（※図）公務員と政府関係機関の所属と人数

国→防衛庁」（P. 215）

【第6章 國際政治と平和 第2節 國際社会と平和 3 國際平和と日本日本の外交方針】

「日本は独立後、三つの外交方針をとってきた。（1）は国際連合中心、（2）は自由主義諸国との協調、（3）はアジアの一員としての立場をとることである。（1）と（3）については、考え方としてはほとんど異論がないが、（2）の自由主義諸国との協調は、防衛問題とも関連して、国内で意見が分かれている。それは、具体的には、合衆国との安全保障条約をめぐる問題としてあらわれ、安全保障条約を維持しようとする人々と、これを改廃しようとする人々の間で政策の論争が行なわれている。そのうえ、日本の防衛力をどのようにするかで、自衛力をもとより、あるいは強化しようとする人々と、非武装でいくほうがむしろ安全であるという人々との間で意見がわかっている。」（P. 271）

★東京書籍（新しい社会 * 公民的分野）

【第8章 民主政治の原則 3 日本国憲法の基本 （3）平和主義 戦争の放棄】

「日本は、独立国として、他国からの侵略に対する自衛の権利をもってはいるが、第二次世界大戦のきびしい反省にたち、また、世界ではじめて核兵器の惨禍をこうむった国として、どのような名においても、戦争をふたたびくりかえしてはならないとかたく決意し、この平和主義の原則を確立したのである。」（P. 189～90）

[第9章 日本の政治のしくみ 3 行政権をもつ内閣（2）行政のはたらき]

「（※写真）**自衛隊** （※説明文）自衛隊は1950年75,000人の警察予備隊から発足。現在、自衛官258,000人、自衛艦520隻、航空機1,600機などを有し（44年度）、装備の近代化と国産化が図られている。左は陸上・海上自衛隊の統合演習」（活字小）（P. 218）

「（※図）147図 防衛関係費の足どり

「装備の近代化とともに、費用も増大している。（45年日本の財政）」（活字小）（P. 218）

「外交と防衛。国家の防衛のためには、陸上・海上・航空の各自衛隊がおかかれている（147図）。また、合衆国とのあいだに結ばれている安全保障条約にもとづいて、合衆国の軍隊が日本に駐留している。」（P. 219）

★日本書籍（中学社会 公民的分野）

[国民生活と政治 第2章 日本国憲法の基本原則 2 平和主義]

「（※図）わが国の防衛費と国家予算に対する割合（日本統計年鑑1969年版）

（※写真）**自衛隊のパレード**」（P. 256）

「1949年に中華人民共和国が成立し、翌年に朝鮮動乱がおこると、アメリカとソ連の対立は、はげしくなった。このような情勢のなかでわが国は、1950年、当時の連合国軍最高指令官の指令により警察予備隊を設置し、その後、しだいにこれを強化して、1954年には自衛隊と改称した。このあいだに、憲法第9条の条文についての論議が高まり、自衛隊の設置は憲法の規定に違反するものだという意見が出てきた。しかし政府は、自衛のための軍備は憲法もみとめているという解釈をとって、その増強につとめている。」（活字小）（P. 257）

◎1974（昭和49）年検定版

★大阪書籍（中学社会 公民的分野）

（※74年検定は71年検定分の部分改訂のため、目次は71年と同じ）

[第4章 第1節 2 平和主義]

「しかし、朝鮮戦争がおこった1950年、占領軍の命令で警察予備隊が設けられ、その後しだいに強化されて、名称も保安隊・警備隊とかわり、1954年から自衛隊となり、逐次増強されてきた。これについて、日本国憲法第9条をめぐ

って、議論が分かれている。一つは、憲法の平和主義の精神からいって、自衛のための戦力であってもゆるされないという意見であり、もう一つは、侵略のための戦力はゆるされないが、自衛のための戦力まで否定されてはいないという意見である。

現在、政府は、自衛隊は自衛力であって憲法第9条の戦力にあたらないという見解をとっており、自衛隊は、平和と秩序をまもり、わが国を防衛することを任務としているが、これに対しても、憲法の規定に違反するという意見も少なくない。」（活字小）（P. 185～6）

【第4章 第3節 3】

※P. 213（国の行政のおもなしきみ）、215（外交と防衛）、218（公務員の種類と数）に記述された分は1971年検定版と同じ内容

★学校図書（中学校 社会 公民的分野）（※目次は1971年検定版と同じ）

【IV 国民生活と政治 第1章 最高法規としての日本国憲法 2 日本国憲法の基本原則】

「[平和主義]。

現在、わが国には、国土の安全と秩序を守るために自衛隊が設置されている。自衛隊が憲法第9条で保持を禁止されている戦力にあたるかどうかについては、議論のわかれどころであり、自衛隊は違憲であるという解釈もあるが、政府は、自衛のため必要最少限度の実力は、憲法第9条が保持を禁じている戦力に該当しないという見解をとっている。」（活字小）（P.188）

【IV 節3章 3】

「【外交と防衛】わが国は、平和国家として、世界の平和と人類の福祉に寄与することを念願している。.....。

国土の防衛については、1950年、朝鮮戦争をきっかけとして設けられた警察予備隊は、日本の独立とともに強化された。そして、1954年には、わが国の平和と独立を守り、国家の安全を防衛することを目的として、自衛隊が設けられ、内閣総理大臣が、その最高の指揮監督権をもっている。また、アメリカ合衆国とのあいだに結ばれている安全保障条約に基づいて、アメリカ合衆国の軍隊が駐留し、国内にアメリカ合衆国の使用する軍事施設が設けられている。」

中学校公民の分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

（P. 210）

「（※図）わが国の行政機構（1974年7月現在）（※1971年検定版と同じ）」

（P. 211）

★教育出版（改訂 標準 中学社会 公民）（※目次は1971年検定版と同じ）

【国民生活と政治 1 （2）日本の民主政治 平和主義】

「（※年表）自衛隊の推移（※説明文）警察予備隊発足当時の7,500人から、現在は、陸上自衛隊約180,000、海上自衛隊38,000、航空自衛隊41,000人の自衛官となり、装備も戦車・自衛艦・航空機など近代化がはかれている（1972年度）。」

（※図）防衛計画規模の推移（防衛庁調べ）

憲法の制定後、1950（昭和25年）年に朝鮮戦争がおこるなど、国際情勢の変化を背景に、警察予備隊がもうけられた。独立後、それが増強され、こんにちでは、陸上・海上・航空の各自衛隊がおかれている。政府は、自衛隊は合憲と解釈しているが、これにたいして、違憲の意見が少なくない。」（活字小）（P. 213）

【国民生活と政治 2 （3）行政のしくみとはたらき 内閣のしくみ】

「（※図）行政のしくみ（1973年12月現在）（※1968年検定版と同じ）」（P. 231）

★清水書院

（※1971年検定版と同じ）

★中教出版（中学生の社会科 新版 現代の社会 ＜公民＞）（※目次は1971年検定版と同じ）

【国民生活と政治 第1章 日本国憲法 5 平和主義 【平和への願い】】

「（※注の部分）

* この第9条の条文解釈をめぐって、侵略のための戦力はいけないが、自衛のための戦力まで否定されてはいないという意見と、自衛のための戦力も許されないとする意見がある。さらに、現在ある自衛隊（→227）についても、これが第9条の戦力にあたるかどうかで、意見がわかっている。」（活字小）

（P. 210）

[国民生活と政治 第2章 民主政治のしくみとはたらき 2 内閣 （7）
外交と防衛]

「また、わが国の防衛については、現在、これを担当する組織として、自衛隊（→210）がおかかれている。」

（※以下、自衛隊の部分活字小）

自衛隊は、1950年（昭和25）に朝鮮戦争をきっかけとして設けられた警察予備隊を基礎に、1954年（昭和29）、改組・強化されてできたもので、防衛庁の管理・運営の下におかれて、その後も防衛力の増強をつづけている。

なお、日米安全保障条約によって、アメリカ合衆国軍隊が駐留している。」

（P. 227～8）

★帝国書院

（※1971年検定版と同じ）

★東京書籍（新訂新しい社会・公民的分野）

[第3編 政治と国民生活 第1章 民主政治の原則 3 日本国憲法の基本
(3) 平和主義]

「（※図）145図① 自衛隊のあゆみ グラフの数値は、各年度の自衛官の定員を表す。（図説日本の財政）（※活字小）

（※図）145図② 防衛関係費のあしどり 4次にわたる防衛力整備計画にともない、費用も年々増大している。（図説日本の財政）（※活字小）

憲法と自衛隊 日本国憲法が施行されてまもなく、1950年、朝鮮戦争にあたり、連合国軍総司令部の指示で、警察予備隊がもうけられた。やがて、それは保安隊となり、のち1954年、陸・海・空の自衛隊へと発展し、装備の面でも、増強がつづけられていった。（145図①、②）

このあいだに、憲法と自衛隊との関係についての論議が高まり、自衛隊は、自衛のための必要最小限の自衛力であり、憲法第9条の戦力にあたらない、という見解に対し、第9条で禁じている戦力にあたるものであるから憲法に違反する、という主張がつづけられている。」（P. 202）

[第3編 第2章 日本の政治のしくみ 3 行政権をもつ内閣 （2）行政のはたらき]

「外交と防衛（※1971年検定版と同じ）」（P. 231）

★日本書籍（中学社会 公民的分野）（※目次は1971年検定版と同じ）

【国民生活と政治 第2章 日本国憲法の根本原則 2 平和主義】

「（※図）131図 わが国の防衛費と国家予算に対する割合（経済要覧）

（※写真）自衛隊のパレード（埼玉県自衛隊朝霞駐屯地）」（P. 254）

「 1949年に中華人民共和国が成立し、翌年に朝鮮戦争がおこると、アメリカとソ連の対立は、はげしくなった。このような情勢のなかでわが国は、1950年、当時の連合国軍最高司令官の司令により警察予備隊を設置し、その後、しだいにこれを強化して、1954年には自衛隊と改称した。このころから、自衛隊は憲法第9条の規定に違反するという意見が国民のなかから出るようになつた。しかし政府は、自衛のため必要最小限の実力を備えることは第9条で禁止する戦力の保持にはあたらないという解釈をとって、その増強につとめている。」（活字小）（P. 255）

以下、自衛隊記述の分析にはいる。

この時期は検定が強化される中で、自衛隊が合法的存在として描き出されることになる。この点は、検定において教科書調査官がどのような指示を出したかをみるとことによって、問題の所在を明確にことができる。その典型的な事例が「(1)憲法をめぐる動きと検定・教科書記述の変遷」で示した1964年の検定指示（本文 P. 29）である。ここでは「国際社会の現実では（憲法の平和主義の）理想の実現は困難」であり、「自衛権の存在を明確」にし、「自衛のための軍備も必要であることを考えて記述」することが求められている。

こうした検定と検定を前提とした執筆者・教科書会社の自主規制によって、教科書の記述が変化していく典型的な事例を学校図書の教科書によってみてみよう。

「1956年検定版では、憲法第9条の解釈をめぐって自衛権や戦力の解釈をめぐる意見の対立があることを明確にしたうえで、自衛隊を「軍隊に近いものもでてきた。」と記述していたが、1961年検定版では、憲法の平和主義は「世界の現状ではなかなか問題が多」く、両陣営の対立という事情に当面して「自衛の

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

ための武力」が要請され、自衛隊がつくられたと記述している。ここでは、自衛隊が当時の情勢からやむをえずつくられたという印象を強く与える記述に大きく変化している。さらに、1956年検定版では憲法第9条に対する意見の対立が全面に出ていたが、1961年検定版では「日本国憲法が、自衛のための戦力をもつことを認めるかどうかについては、いまだに賛否両論の解釈がある」（傍点筆者）という記述がなされており、この面でも後退しているといわざるえない。

1965年検定版では、両陣営の対立から、「こうした国際情勢にてらして、現在、自衛隊がつくられている。」と、自衛隊創設が必然的なものとして描かれている。また、第9条をめぐる意見の対立については全くふれられなくなっている。

1968年検定版になると、「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つために、自衛隊が設けられた」と政府の自衛隊についての公式説明を代弁するような内容となっている。この今引用した部分のすぐあとに「自衛隊が設けられたが、いま述べたわが国の特殊な事情から、平和主義の原理は、じゅうぶんに尊重されなければならない。」と平和主義の尊重がうたわれているが何か言い訳的で、前半の自衛隊P R的な記述との不整合な感じはまぬがれない。

^⑨ 1971年検定版では、注目すべき変化がおこっている。すなわち、それまで憲法の平和主義を扱った箇所で自衛隊の記述がなされていたのが、この箇所ではふれられなくなり、「内閣のしくみとはたらき」の部分でふれられるようになる。即ち、憲法の平和主義と関連させて自衛隊を考えさせていく視点が見失われていくのである。そして、「内閣のしくみとはたらき」の部分では、「国の平和と独立を守り、安全を保つために自衛隊がおかれている。」と、実に簡単な自衛隊P R的な記述で終っている。1974年の検定分（部分改訂）では、さすがに少し変化して自衛隊創設の経過がつけ加えられている。

このように、学校図書の教科書を通してみてみると、自衛隊の記述が登場した時点では「軍隊に近いもの」という記述がなされていたが、検定強化の下で、自衛隊創設を必然的なものとして描き、「平和と独立を守り、安全を保つための自衛隊」と自衛隊P R的な記述になり、憲法第9条をめぐる意見の対立

もふれられなくなっていくという変化を読みとることができる。

同様に、三省堂の記述においても、次のような変化がおこっている。

＜1958（昭和33）年検定版＞（中学社会（三訂版）政治・経済・社会）

【3、私たちと国際協力、第5章 世界の動きと日本の進路 3、日本の進路】

「平和主義の憲法」

しかし理想をえがくのは容易であるが、その実現の道ははるかに困難である。前に述べてきたように、憲法制定後の国際情勢は、このような理想からむしろ遠ざかろうとしているし、国内にもそれをはばむいろいろの困難が起り、意見の対立も生じてきた。

日本の独立と安全保障条約

このような情勢の中で、1951年（昭和26年）9月、サンフランシスコで開かれた講和会議によってサンフランシスコ平和条約を結び、日本は独立を回復したが、同時にアメリカ合衆国との間に安全保障条約が結ばれ、アメリカ軍が日本にひき続き駐留することになった。

そこで駐留の必要から、条約で認められた軍事基地が、国内各地に設けられた。一方、日本自身が自分の国を守る力を持つべきであるという考え方もあり、それがやがて警察予備隊となり、1954年には、M.S.A.協定に基づいて、アメリカ合衆国の援助のもとに自衛隊ができることとなった。」（P. 226）

このように、1958年検定版は、憲法の平和主義の「理想をえがくのは容易であるが、その実現の道ははるかに困難である」と、平和主義実現の困難さが強調され、憲法制定後の国際情勢の中で自衛隊ができたとされている。1954年検定版（本文 P. 34～5参照）からの変化に注目したい。

1961年検定版（中学社会 政治・経済・社会）からは、自衛隊の記述が姿を消している。ここには1950年代後半からの検定強化という状況が色濃く反映されていると考えられる。しかし、憲法の平和主義の説明では、以下にみるように、国際情勢では「憲法の理想を達成するのに多くの困難がおこってきた」が、「現実にどのような困難がおこっても、日本国憲法の示す平和への理想」の「実現への努力はたえず続けていかなければならない。」と、困難な中で憲

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

法を守ることの重要性が強調されている。

[IV、世界と日本、第3章 世界の動きと日本、§2 國際社会における日本]

「平和主義の憲法」。

理想をえがくのは容易であるが、その実現への道は非常に困難である。日本国憲法が制定されてからの国際情勢は、前に学んだ国際社会の現状からもわかるように、日本国憲法の示す理想から、むしろ遠ざかろうとしてきた。これにともなって、また国内でも、憲法第9条の解釈や再軍備問題、日米安全保障条約の改定問題などについて、意見の極端なくいちがいや対立が生じ、憲法の理想を達成するのに多くの困難がおこってきた。しかし、現実にどのような困難がおこっても、日本国憲法の示す平和への理想は、あくまで正しいことに変わりはないし、またその実現への努力は、たえず続けていかなければならない。」

（P. 225～6）

1965年検定版（現代社会のしくみ 政治・経済・社会）では、この個所が、次のように記述されるようになっている。

[●国際社会 2章 国際社会の現状と日本 2 國際社会における日本]

「日本国憲法と平和主義」。

しかし、その後の国際情勢は、日本国憲法の示す理念の実現が容易なことではないことを示してきた。それにともなって国内では、憲法第9条の解釈や再軍備問題、日米安全保障条約の改定問題などについて、意見の対立がうまれてきた。また、9条を中心に憲法を改めようとする動きも出てきた。」（P. 234～5）

対比すればよくわかるように「意見の極端なくいちがいや対立」という表現が、「意見の対立」という表現にかわり、憲法の平和主義を守る努力を強調した部分がすっぽり落ちているという変化がおこっていることがわかる。

（続）

（注）

① 1985年7月2日付朝日新聞

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

- ② 1985年6月23日付朝日新聞
- ③ 一例として、全国民主主義教育研究会が行った高校生の意識調査結果（1980年11～81年1月実施、13都府県高校3年生、42校、2265名）を示しておこう。（『民主主義教育』45号）（問23）憲法第9条について、どう思いますか。イ、賛成（59%）ロ、反対（13.2%）ハ、どちらでもない（27.8%）（問24）現在の自衛隊についてどう思いますか。イ、憲法に違反している（38.4%）ロ、違反していない（27%）ハ、わからない（34.6%）（問25）現在の自衛隊はどういうものだと思いますか。2つ以内で選んで下さい。イ、日本の国を守るためのもの（34.5%）ロ、アメリカの戦略のためのもの（13.9%）ハ、他の国へせめていくもの（2.9%）ニ、日本の支配者にとって都合のよいもの（12.1%）ホ、地震や大水時の救助をするためのもの（29.2%）わからない（7.4%）（問26）自衛隊は今後どうすべきだと考えますか。2つ以内で選んで下さい。イ、もっと強化する（37.2%）ロ、縮小する（44.8%）ハ、廃止する（18.1%）（※23は質問内容のうち、条文の引用された部分は省略した）
- ④ 唐沢富太郎「教科書に現われた憲法」（『思想』384号）、浅羽晴二『未来をひらく憲法教育』（合同出版）、徳武敏夫『日本の教科書づくり』（みくに書房）
- ⑤ 検定制度出発当初の状況について徳武敏夫氏は次のように指摘している。「戦後の検定制度は、日本国憲法・教育基本法の精神にもとづき、民主的なあだらしい教育をめざすものとして出発した」が、「検定制度の出発当初は、文部省検定官僚の独善主義・秘密主義と、GHQのプレス・コードに準ずる CIE（民間情報教育局）の検閲という二重のカセがあり、さらに、検定者側の不慣れ、教科書製作側の準備不足、あだらしい教科書観の不明確さ、用紙・印刷・製本事情なども加わって、教科書業界はこんとんとしたありさまであった。」（『かわりゆく教科書』（新日本出版社）p. 49～51）
- ⑥ 『教科書黒書』（労働旬報社）p. 85～6
- ⑦ 『みんなで考えよう日本の教科書制度』p. 140
- ⑧ 同上 p. 146～7
- ⑨ 浅羽晴二『未来をひらく憲法教育』p. 243
- ⑩ 『みんなで考えよう日本の教科書制度』p. 151
- ⑪ 前出『未来をひらく憲法教育』p. 265
- ⑫ この教科書分析に用いている教科書は歴史的変遷を見るため原則として1985年現在で使用されている教科書会社の教科書を中心としている。ちなみに、各使用年度における公民的分野の教科書の種類と点数は以下の通りである。
- 1955（昭和30）年度使用（教科書会社は50音順、カッコ内、左=種類、右=点数）
愛育社（1、1）大書（1、1）開隆堂（1、2）学図（1、2）教出（1、2）
講談社（1、2）三省堂（1、2）実教（1、2）実日（1、1）清水（1、1）
秀英（1、1）大修館（1、2）中教（1、1）帝国（1、2）東書（1、2）日

中学校公民の分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

書（1、2）日地（1、2）フェニ（1、1）二葉（1、1）山川（1、1）=20種類、31点

• 1956（昭和31）年度使用

愛育社（1、1）大書（1、1）開隆堂（1、2）学図（1、2）教出（1、2）
講談社（1、2）古今（1、1）三省堂（2、4）実教（1、2）実日（1、1）
清水（1、1）秀英（1、1）書院（1、1）昇竜（1、1）大修館（1、2）中
教（1、1）帝国（1、2）東書（2、4）日書（1、2）日地（1、2）フェニ
(1、1)二葉（1、1）山川（1、1）=25種類、38点

• 1957（昭和32）年度使用

愛育社（1、1）大書（1、2）開隆堂（2、3）学図（2、4）教出（1、2）
講談社（1、2）古今（1、1）三省堂（3、5）実教（1、2）実日（1、1）
清水（2、2）秀英（1、1）修文館（1、1）書院（1、1）昇竜（1、1）大
修館（1、2）中教（1、1）帝国（1、2）東書（2、4）日書（2、4）日地
(1、2)二葉（1、1）山川（1、1）=30種類、46点

• 1958（昭和33）年度使用

大書（1、2）開隆堂（2、3）学図（2、4）教出（1、2）講談社（1、2）
古今（1、1）三省堂（3、5）実教（1、2）実日（1、1）清水（2、2）秀
英（1、1）修文館（1、1）書院（1、1）中教（2、2）帝国（2、3）東書
(2、4)日書（2、4）二葉（1、1）山川（1、1）=28種類、42点

• 1959（昭和34）年度使用

（※1958年度使用のうち三省堂（3、4）となる。）=28種類、41点

• 1960（昭和35）年度使用

大書（1、2）開隆堂（2、3）学図（2、4）教出（1、2）古今（1、1）三
省堂（2、2）実教（1、2）実日（1、1）清水（3、3）秀英（1、1）修文
館（1、1）書院（1、1）中教（2、2）帝国（1、1）東書（2、4）日書
(2、4)二葉（1、1）山川（1、1）=26種類、36点

• 1961（昭和36）年度使用

（※1960年度使用のうち山川（1、1）がなくなる。）=25種類、35点

• 1962（昭和37）年度使用

大書（1、1）学研（1、1）学図（1、2）教出（2、2）三省堂（1、1）実
教（1、1）清水（1、1）大日本（1、1）中教（1、1）帝国（1、1）東書
(1、1)日書（1、1）=13種類、14点

• 1963～65（昭和38～40）年度使用

大書（1、1）学研（1、1）学図（1、2）教出（1、1）三省堂（1、1）清
水（1、1）書院（1、1）大日本（1、1）中教（1、1）帝国（1、1）東書
(1、1)日書（1、1）=12種類、13点

• 1966（昭和41）年度使用

中学校公民の分野教科書における自衛隊記述の変遷（上）（前）

大書、学図、教出、三省堂、清水、書院、中教、帝国、東書、日書各1種類、1点
=10種類、10点

- 1967～68（昭和42～43）年度使用

大書、学図、教出、三省堂、清水、中教、帝国、東書、日書各1種類、1点=9種類、9点

- 1969～1980（昭和44～55）年度使用

大書、学図、教出、清水、中教、帝国、東書、日書各1種類、1点=8種類、8点

- 1981～85（昭和56～60）年度使用

大書、学図、教出、清水、中教、東書、日書各1種類、1点=7種類、7点

⑬ 1971年検定版から編修者がそれまで編修者であった福武直・大内力・中山伊知郎氏らからほぼ全員いれかわり、相良惟一・土屋六郎・柿崎京一氏らになった。